経済委員会

説明資料

（令和３年４月２３日）

資料１　出席者名簿　・・・　P3～4

資料２　機 構 図　・・・　P5～6

資料３　主要事業　・・・　P7～9

参　考　熊本市組織と事務分掌・P１０～１２

農水局

農業委員会事務局

資料1

経済委員会 出席者名簿

【農水局】

農水局長	いわせ　かつじ 岩瀬　勝二
農水局 総括審議員　兼農政部長	おおつか　ゆういち 大塚　裕一
北東部農業振興センター所長（部長級）	ひろおか　やすあき 廣岡　泰章
西南部農業振興センター所長（部長級）	おかもと　みさき 岡本　岬
農政部 首席審議員　兼農地整備課長	ひらみ　おさむ 平見　磨
北東部農業振興センター首席審議員　兼基盤整備課長	いしはら　もとあき 石原　元晃
農業政策課長	みやもと　あきひろ 宮本　明大
農業政策課 副課長	なかぐま　けんじ 中熊　健二
農業政策課 農水ブランド戦略室長（主幹級）	もとやま　かずひこ 本山　和彦
農業政策課 森づくり推進室長（主幹級）	まきの　しんじ 牧野　真次
農業支援課長	みやもと　まさし 宮本　政司
農業支援課 審議員　兼鳥獣対策室長	おおつか　かずのり 大塚　一徳
北東部農業振興センター農業振興課長	こばやし　けんじ 小林　賢治
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室長（主幹級）	ふじもと　かずや 藤本　和也
西南部農業振興センター農業振興課長	さかもと　こうひろ 坂本　耕弘
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室長（主幹級）	きよた　たかひろ 清田　孝広
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室長（主幹級）	もりた　しゅうじ 森田　修二
西南部農業振興センター基盤整備課長	さかざき　しんいち 坂﨑　真一
水産振興センター所長	とうごう　ただし 東郷　雅

※下線は欠席者。

【農業委員会事務局】

農業委員会事務局 事務局長（部長級）	もりた　かずたか 森田　一孝
農業委員会事務局 副事務局長	もりもと　ひろゆき 森元　博之
農業委員会事務局 西南分室長（課長級）	たのうえ　こういち 田上　孝一
農業委員会事務局 富合・城南分室長（主幹級）	にしはら　ひろふみ 西原　博文
農業委員会事務局 北区分室長（主幹級）	むらかみ　たかひろ 村上　隆弘

令和3年度　農水局　機構図

資料2

（1局　3部　8課　6室）

- 農水局長　岩瀬　勝二
  - 総括審議員　兼　農政部長　大塚　裕一
    - 農業政策課長　宮本　明大
      - 副課長　中熊　健二
        - 総務班
        - 農業政策班
        - 農地政策班
      - 農水ブランド戦略室長　本山　和彦
      - 森づくり推進室長　牧野　真次
    - 農業支援課長　宮本　政司
      - 担い手育成班
      - 生産振興班
      - 農業支援課　審議員　兼　鳥獣対策室長　大塚　一徳
    - 首席審議員　兼　農地整備課長　平見　磨
      - 計画班
      - 施設管理班
  - 北東部農業振興センター所長　廣岡　泰章
    - 農業振興課長　小林　賢治
      - 総務班
      - 農政班
      - 生産振興班
      - 東農業振興室長　藤本　和也
    - 首席審議員　兼　基盤整備課長　石原　元晃
      - 農地計画班
      - 農地管理班
      - 農地整備班
  - 西南部農業振興センター所長　岡本　岬
    - 農業振興課長　坂本　耕弘
      - 総務班
      - 農政班
      - 生産振興班
      - 河内農業振興室長　清田　孝広
      - 南農業振興室長　森田　修二
    - 基盤整備課長　坂﨑　真一
      - 農地計画1班
      - 農地計画2班
      - 農地管理班
      - 農地整備班
  - 水産振興センター所長　東郷　雅
    - 総務班
    - 指導班
    - 漁港班

令和3年度　農業委員会事務局　機構図

（1局　3室）

- 農業委員会事務局長　森田　一孝
  - 副事務局長　森元　博之
    - 総務班
    - 農地班
    - 農業振興班
  - 農業委員会事務局西南分室長　田上　孝一
  - 農業委員会事務局富合・城南分室長　西原　博文
  - 農業委員会事務局北区分室長　村上　隆弘

資料3

令和3年度（2021年度）農水局　主要事業

（単位：千円）

１．所管方針

【所管方針】
熊本市第7次総合計画の見直しや第2次農水産業計画（改訂版）を踏まえつつ、農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靭化の視点も踏まえた、災害に強い、持続可能な経営基盤の確立を目指す。また、農と食の魅力創造に向け、良質な農水産物や加工品の効果的なプロモーションや情報提供を積極的に行い、販路開拓・拡大を推進する。

（コ）…コロナ関連事業、（新）…新規事業（※復旧・復興経費を除く）、（拡）…拡充事業

２．基本方針

①　園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するため、園芸農業などの地域の特色をいかした農水産業を推進するとともに、ICTやAI技術等を活用したスマート農業を進め、日本一の園芸産地を目指す。

		予算額（千円）
	・夢と活力ある農業推進事業 （農業者等が自ら行う農業経営の高度化に資する多種多様な取組を支援する経費）	30,700
	・農業生産振興事業 （国や県が展開する各種補助事業を活用し農業生産体制の強化に資する共同利用施設等の整備促進を図る経費）	566,595
（拡）	・スマート農業加速化事業 （農業者等が自ら行うＩＣＴやＡＩ等を活用したスマート農業技術導入の取組を支援する経費）	10,500

②　稼げる畜産・水産業の推進

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指す。

		予算額（千円）
	・畜産振興総合対策経費(TPP11等対策) （家畜防疫対策や高品質な家畜の導入に対する補助等により畜産業の振興を推進する経費）	5,100
	・水産多面的機能発揮対策事業 （漁場等の保全や質的向上に取り組む活動組織に対する助成）	6,994

③　経営体の強化

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指す。

		予算額（千円）
（コ）	・就農営農支援事業(新生活様式対応) （ＩＣＴを活用した就農・営農支援の実施に向けた管理システム導入等に係る経費）	1,400
	・担い手育成総合支援事業 （新規就農者、農業後継者、女性農業者及び認定農業者に対する支援等）	6,300
（拡）	・農地中間管理機構集積協力金交付事業 （農地中間管理機構を通して農地集積に協力する農業者等に対する助成及び推進経費等）	22,469
	・農業次世代人材投資事業 （就農直後の経営確立支援のための助成）	75,855

④　生産基盤の整備・保全

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、国土強靭化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を目指す。

		予算額（千円）
	・農業基盤整備事業 （用排水路等の整備に係る経費）	419,700
	・水産生産基盤整備経費 （水産庁の水産生産基盤整備事業を活用して天明漁港の施設整備を実施する工事経費）	201,050
（拡）	・多面的機能支払交付金事業 （農地・水路等の保全や質的向上に取り組む活動組織に対する助成）	651,000
	・中山間地域等直接支払経費 （中山間地域において、農業生産条件の不利を補正する農業生産活動を継続するための活動に対する助成）	109,600

⑤　農と食の魅力創造

農水産業の新たな価値を生み出す農と食の魅力創造に向けて、民間企業との連携強化やトッププロモーションを実施するとともに、新しい生活様式に対応した効果的なプロモーションにより熊本の良質な農水産物のブランド化・高付加価値化、販路開拓・拡大を推進する。

		予算額（千円）
（コ）	・地産地消事業（新生活様式対応） （生産者から消費者への情報発信及び消費者ニーズを把握するアプリの整備や地産地消フェア開催に係る経費）	25,400
	・食の販路拡大事業（新生活様式対応） （熊本連携中枢都市圏内での連携による、国内外に向けた農水産物の販路拡大に係る経費）	29,600
（新）	・食料産業･6次産業化支援事業 （海外ニーズに対応して輸出を拡大するために要する施設の整備に対する助成）	55,000

⑥　野生動物に起因する被害の防止・軽減

市民との協働による鳥獣対策を強化し、地域住民と一体となった捕獲や、鳥獣が近づきにくい環境整備等に取り組み、鳥獣被害に強い地域を目指す。

		予算額（千円）
（拡）	・鳥獣被害対策事業 （有害鳥獣の捕獲のための資機材の整備や市民との協働による鳥獣対策の強化及び地域活動への支援）	14,850

⑦　健全な森づくりの推進

森林経営管理制度の運用による適切な森林管理を行うとともに、市民との協働による放置竹林対策や里山の保全・活用を推進し、森林の持つ多面的機能を発揮する健全な森づくりに取り組む。

		予算額（千円）
（拡）	・森林経営管理推進事業 （「新たな森林管理システム」による民有林管理の適正化に係る経費）	25,800
（拡）	・森づくり推進事業 （森林環境教育や木材利用の普及啓発及び放置竹林対策に係る経費等）	25,300
（拡）	・公有林管理事業 （森林整備計画等に基づいた雁回山の遊歩道整備及び金峰山の公有林、分収林等の管理経費）	33,900

農業委員会事務局

主要事業

１　農業委員会等に関する法律第６条第１項に規定される業務

（１）　農地法に基づく農地の権利移動等及び転用等による許認可業務

（２）　農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の業務

（３）　農業者の老後生活を安定させるために創設された農業者年金への加入推進及び適格な経営移譲を推進する業務

（４）　その他、農地中間管理事業の活用や租税特別措置法等に規定される業務

２　農業委員会等に関する法律第６条第２項に規定される業務

（１）　担い手への農地の利用集積・集約を図り、農地の利用の最適化を推進する業務

（２）　遊休農地の発生を未然に防止するとともにその解消を図る業務

（３）　新規就農者に対する農地の取得や借受等の助言・支援等を行い、新規参入の促進を図る業務

令和3年度　熊本市組織と事務分掌（R3.4.1現在）

＝局相当組織　＝課相当組織
＝部相当組織　＝室相当組織

参考

農　水　局

農　政　部

農業政策課

(1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。
(2) 局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。
(3) 農林水産行政に係る総合的企画及び調整に関すること。
(4) 農村地域の振興の総括に関すること。
(5) 農地に関する政策の総括に関すること。
(6) 農林水産に係る情報の収集及び提供に関すること。
(7) 農業団体に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(8) 農業構造改善施設等の総括に関すること。
(9) 明徳グラウンドの財産管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(10) 農業委員会との連絡調整に関すること。
(11) 市民と農業とのふれあい促進の総括に関すること。
(12) 旧食肉センターのと畜機能移転に係る協定に関すること。
(13) 農水ブランド戦略室（室）に関すること。
(14) 森づくり推進室（室）に関すること。
(15) 農水産業計画推進委員会に関すること。
(16) 農水局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
(17) 農業委員選定委員会に関すること。
(18) 課内及び農地整備課の庶務に関すること。

農水ブランド戦略室

(1) 農水産物及びその加工品等の販路拡大及びブランド化に関すること。
(2) 6次産業化等による地域産業の活性化に関すること。
(3) 城南地域物産館及び植木地域農産物の駅に係る事務の総括に関すること。

森づくり推進室

(1) 林務の総括に関すること。
(2) 森林整備に係る総合的な企画及び調整に関すること。
(3) 森林の経営管理に関すること。
(4) 森林環境教育の推進に関すること。
(5) 九州自然歩道利用拠点施設に関すること。
(6) 雁回山遊歩道等の維持管理等に関すること。
(7) 健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会に関すること。
(8) 森づくり基金に関すること。

農業支援課

(1) 農産物の生産及び生産技術に係る調査研究の総括に関すること。
(2) 農産物の生産振興の総括に関すること。
(3) 環境保全型農業の推進の総括に関すること。
(4) 農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧の総括に関すること。
(5) 農業経営の指導の総括に関すること。
(6) 農業従事者の育成の総括に関すること。
(7) 集落営農組織等の育成の総括に関すること。
(8) 農業金融の総括に関すること。
(9) 家畜伝染病対策の総括に関すること。
(10) 水田農業に係る施策の推進の総括に関すること。
(11) 鳥獣対策室（室）に関すること。

鳥獣対策室

(1) 有害鳥獣に関すること。
(2) 有害鳥獣駆除隊選定委員会に関すること。

農地整備課

(1) 土地改良事業の総括に関すること。
(2) 土地改良施設の総括に関すること。
(3) 農地及び土地改良施設等の災害調査及び復旧の総括に関すること。
(4) 農業集落排水事業の総括に関すること。
(5) 土地改良財産の総括に関すること。
(6) 法定外公共物の新設、改良及び維持管理の総括に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(7) 土地改良事業に係る換地委員会の総括に関すること。
(8) ふるさとの水と土保全基金に関すること。

＝局相当組織　＝課相当組織
＝部相当組織　＝室相当組織

北東部農業振興センター及び西南部農業振興センター

農業振興課

(1) 農業団体等との連絡調整に関すること。
(2) 農林水産業の統計調査事務に関すること。
(3) 農村地域の振興に関すること。
(4) 農地に関する政策に関すること。
(5) 農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧に関すること。
(6) 農業経営の指導に関すること。
(7) 農業従事者の育成に関すること。
(8) 集落営農組織等の育成に関すること。
(9) 農業金融に関すること。
(10) 農産物の生産振興に関すること。
(11) 環境保全型農業の推進に関すること。
(12) 家畜伝染病対策に関すること。
(13) 林務に関すること。
(14) 農産物の流通及び消費に関すること。
(15) 市民と農業とのふれあい促進に関すること。
(16) 区のまちづくりとの連携に関すること。
(17) 水田農業に係る施策の推進に関すること。
(18) 農水産業計画に関すること。
(19) 東農業振興室(室)に関すること(北東部農業振興センターに限る。)。
(20) 河内農業振興室(室)に関すること(西南部農業振興センターに限る。)。
(21) 南農業振興室(室)に関すること(西南部農業振興センターに限る。)。
(22) 農業集落排水処理施設の運営に関すること(北東部農業振興センターに限る。)。
(23) 植木地域農産物の駅に関すること(北東部農業振興センターに限る。)。
(24) 城南地域物産館に関すること(西南部農業振興センターに限る。)。
(25) 課内及び基盤整備課の庶務に関すること。

東・河内・南農業振興室

(1) 農地に関する政策に関すること。
(2) 農作物及び農業用施設の災害調査に関すること。
(3) 農業従事者の育成に関すること。
(4) 集落営農組織等の育成に関すること。
(5) 水田農業に係る施策の推進に関すること。
(6) 区のまちづくりとの連携に関すること。
(7) 河内農村運動広場の管理及び運営に関すること(河内農業振興室に限る。)。
(8) 農業集落排水処理施設の運営に関すること(南農業振興室に限る。)。

基盤整備課

(1) 土地改良事業に関すること。
(2) 土地改良施設の維持管理に関すること。
(3) 農地及び土地改良施設等の災害調査及び復旧に関すること。
(4) 農業集落排水処理施設の管理に関すること。
(5) 法定外公共物の新設、改良及び維持管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。
(6) 海岸保全区域(農林水産省所管のものに限る。)に係る占用及び使用に関すること(西南部農
振興センターに限る。)。
(7) 土地改良財産の維持管理に関すること。
(8) 土地改良事業に係る換地委員会に関すること。

水産振興センター

(1) 水産業の振興に係る調査、研究及び計画に関すること。
(2) 水産業に係る技術指導等に関すること。
(3) 漁港及び漁場の整備及び維持に関すること。
(4) 漁港の管理に関すること。
(5) 公有水面の埋立てに関すること(漁港に限る。)。
(6) 水産業に係る災害調査及び復旧に関すること。
(7) 県管理漁港区域内に係る水域の占用等の事務に関すること。
(8) 県管理漁港区域内に係る海岸保全区域の占用等の事務に関すること。
(9) 県管理漁港区域以外に係る海岸保全区域の占用等の受付に関すること。
(10) 水産業関係団体に関すること。
(11) その他水産業の振興に関すること。
(12) 市民と水産業のふれあい促進に関すること。
(13) 漁業金融に関すること。

＝局相当組織　＝課相当組織
＝部相当組織　＝室相当組織

農業委員会事務局

(1)　総会、役員会及び地区委員会に関すること。
(2)　農地の転用及び権利移動に関すること。
(3)　農地台帳の調製に関すること。
(4)　国有農地等の管理に関すること。
(5)　農業経営基盤強化促進事業に関すること。
(6)　農地等の利用の最適化の推進に関すること。
(7)　新規就農に関すること。
(8)　委員会の発行する証明に（以下「諸証明」という。）に関すること。
(9)　農業者年金に関すること。
(10)　贈与税、相続税等の納税猶予に関すること。
(11)　前各号に掲げるもののほか、法令により委員会の権限と定められた事項に関すること。
(12)　条例、規則等の制定、改廃に関すること。
(13)　国、県及び関係団体との連絡調整に関すること。
(14)　市長の事務部局との連絡調整に関すること。
(15)　庶務及び経理に関すること。
(16)　人事、給与及び服務に関すること。
(17)　分室の分掌する事務に属さない事項に関すること。
(18)　第1号、第3号及び第5号から第11号までに規定する事務の総括に関すること。

農業委員会事務局　西南、富合・城南、北区分室

(1)　地区委員会の審議及び報告事項等に関すること。
(2)　農地の転用及び権利移動に関すること。
(3)　農地台帳の調製に関すること。
(4)　農業経営基盤強化促進事業に関すること。
(5)　農地等の利用の最適化の推進に関すること。
(6)　新規就農に関すること。
(7)　諸証明に関すること。
(8)　農業者年金に関すること。
(9)　贈与税、相続税等の納税猶予に関すること。
(10)　公印の保管及び文書の収発保存に関すること。
(11)　前各号に掲げるもののほか、法令により委員会の権限と定められた事項に関すること。